

総務常任委員会資料
2022年(令和4年)9月22日
総務局税務室税制課

議案第63号関連資料 明石市市税条例等の一部改正について

1 改正目的

令和4年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、住宅ローン控除制度の適用を見直すほか、所要の整備を図るため、明石市市税条例等の一部改正を行うものです。

2 概 要

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、住宅ローン控除の適用期限を4年(令和7年12月31日)延長しつつ、市場金利の動向等を踏まえ、控除率を1%から0.7%に、適用期間を13年から10年に縮小します。

これに伴い、個人住民税においても同様の措置を講じます。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能であった上場株式等の配当所得等について、地方税法において、当該それぞれの課税方式を一致させるための改正が行われたことに伴い、所要の整備を行います。

(3) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

公的年金等控除額の算出において、個人住民税の他の所得控除と同様に、分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いるものとします。

また、配偶者等が退職所得を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記する等、所要の整備を行います。

(4) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

3 施行期日

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等及び個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

令和5年1月1日施行

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致

令和6年1月1日施行

(3) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

原則、公布日施行